

令和4年度 十日町市立吉田中学校 部活動に係る活動方針

1 当校における部活動の意義とねらい

- (1) 吉田中学校の部活動は、生徒が主体的に心身を鍛え、技術・技能の向上を目指すことにより、生活・学習に対する意欲の向上や、責任感・連帯感・実行力の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成を図るためのものである。(やり抜く力)
- (2) 部活動における異年齢交流において、生徒同士や教師等との好ましい人間関係の構築を通して、社会で不可欠な協働性を養う。(かかわる力)
- (3) 持続可能な部活動運営を行うことにより、一人一人の個性の伸長と生涯スポーツ（または文化）の基盤を確固たるものとする。(未来を切り拓く力)

2 基本的姿勢

- (1) 部活動を、学校教育の一環として適切に実施する。
- (2) 限られた時間を有効に使って活動することを通して、効率的な運営について生徒自身が考える機会とする。また余暇の善用を図り、バランスの良い充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術や競技力を向上させる過程において、自主的に活動する面を重視することによって、個性の伸長や生涯教育につなげていく。

3 具体的な運営について

(1) 設置する部活動

陸上競技（男女） 野球（男女） 吹奏楽（男女）

※シーズン限定として以下の特設部を設置する。

特設駅伝部（男女） 夏季大会終了後～11月 特設クロカンスキー部 新人大会終了後～3月

(2) 活動時間及び日数

スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び新潟県「部活動の在り方に係る方針」により以下に定める。

① 活動時間

平日 2時間程度（4月～新人戦まで17時55分終了／新人戦～3月まで17時10分終了）

週休日 3時間程度（練習試合や大会等を除く）

長期休業中は平日・週休日 3時間程度（練習試合や大会等を除く）

※シーズン期(中体連及び中吹連主催の大会・コンクール開催月)における活動は、生徒の負担及び健康状態を踏まえ、活動の目的に応じた合理的かつ効果的な活動を行うとともに、週16時間以内の活動を目安として実施する。大会前の部活動時間の延長については、生徒の健康面・学習面に十分配慮した上で、校長が許可した場合のみ参加を認める。

シーズン期

運動部夏季種目:上位大会開催期間 6月～7月／新人大会開催期間9月～10月

運動部冬季種目:上位大会開催期間 1月～2月

文化部 :コンクール及び演奏会開催期間7月・11月～12月

②休養日

週当たり2日以上の休養日（月曜日を原則とした平日1日以上と、週休日等1日以上）を設けることを原則とし、週休日等50日以上を含む年間合計100日以上の休養日を設定する。

※シーズン期における休養日の設定は、各部の年間活動計画によるものとし、生徒の負担及び健康状態を踏まえ、弾力的に設定する。（週末の大会や練習試合で長時間の活動を要した場合は、翌週を目安に、休養日の設定もしくは活動時間の短縮を図る。）

④その他

- ・定期テストの土日を含む1週間前は部活動を行わない。
- ・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。
- ・上記記載事項にかかわり、特別に活動を必要とする場合、特別に活動時間を延長する場合は、校内部活動運営委員会で協議し、委員長(校長)が決定する。但し、活動への参加は任意（保護者応諾）とする。
- ・学校は、「年間活動計画」及び「部活動活動状況確認表」を市教育委員会に定期的に提出する。

(3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。

- ①中学校体育連盟または中学校吹奏楽連盟が主催、共催、後援の大会とする。
- ②その他の大会等については、生徒の健康面・学習面に十分配慮した上で、校長が許可した場合のみ参加を認める。

4 その他

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者が部活動での指導で体罰等を正当化することは、いかなる理由があっても誤りであり、決して許されないものであることを認識し、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、健全な部活動の運営上欠かすことができない大切な要素である。各顧問は、以下の点について保護者に明示する。

①保護者会開催（基本方針説明、支援・協力依頼）

顧問は、年度初めに保護者会を開催し、保護者に対して活動の意義や指導に関する基本方針を明確にし、活動に対する理解と協力を得る。

②月の活動予定配布

顧問は、活動予定表（毎月）を作成し、生徒と保護者及び関係者に活動予定を示す。

③大会（郊外練習）活動参加計画書配布

顧問は、大会及び校外で活動を行う場合は、参加計画書を作成し、生徒と保護者及び関係者に活動予定を示す。

④保護者の送迎について

近隣の大会及び練習会場への送迎を保護者に依頼することができる。ただし、顧問は保護者に対して、他の生徒の同乗を斡旋することはできない。

⑤その他

顧問は、地域スポーツ団体等との協力体制を築き、運動部活動のガイドライン(国)及び部活動方針(県)に準じた活動の理解を得るとともに、部活動の持続可能な環境整備を進める。